

## 大阪府営住宅の大阪市への移管について（案）

## ○基本的方向性：「大阪市内の府営住宅を大阪市に移管」

公営住宅等に関する政策決定は、住民生活を身近で支える基礎自治体が担うことが望ましく、まちづくりや効率性の観点からも管理・運営の一元化が望ましいため、大阪市内の府営住宅を大阪市に移管

〔府市統合本部会議(H24.6.19) 府戦略本部会議(H24.6.29) 市戦略会議(H24.6.27)〕

## ○移管に向けた主な調整事項等

- ・移管スキームの調整
- ・建替等事業着手済団地の取り扱い
- ・府営住宅と市営住宅の間で異なる運用面の調整 等

〔大阪市内府営住宅戸数  
18区 69団地 15,195戸 (H26.3.31時点)〕

府市統合本部会議（H26.9.2）

## 移管の時期

大阪市内の府営住宅は、建替えや耐震改修工事中などの事業中団地を除き、平成 27 年 8 月（予定）に移管する。

## 移管に関する主な対応方針

① 土地建物は無償譲渡、現状有姿、起債償還は市負担

② 市内全ての住宅を移管

- ・建替事業、耐震改修事業など事業中の住宅は、事業完了後に市に移管

③ 移管後の管理制度は、市の制度に基づいて実施

- ・移管後の新規入居者については市の家賃制度を適用
- ・移管時点の入居者については、現行の府の家賃制度を適用するなどの経過措置を実施
- ・入居者募集において、市外府民も応募できる枠を一定確保

## 今後の予定

## 平成 26 年度

- ・事業主体変更承認に係る国との協議
- ・指定管理者契約の継続に係る府・市・指定管理者の三者協議
- ・市営住宅条例改正案の提案【11月（予定）】
- ・入居者への説明
- ・協定書の締結

## 平成 27 年度

- ・大阪市内の府営住宅の移管【8月（予定）】